

平成28年3月22日

会員各位

(一社) 埼玉県私立保育園連盟

事務連絡(速報)

処遇改善に関する内閣府からの告示

添付のとおり、平成28年3月9日内閣府告示第22号が発出され、平成28年3月15日付事務連絡が出されました。内容としては平成27年度分の国家公務員の人事院勧告の4月遡及分を平成27年度に限り特例として、公定価格の総額に1.29%とする旨の内容となっており、既にご案内の通りとなります。

さらに、事務連絡において、処遇改善における今回の27年度人勧分の取り扱いについては以下のよう示されました。

2. 平成27年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱い

(1) 引上げ分の使途について

今回の公定価格単価の引上げは、幼稚園教諭・保育士等の給与が着実に改善されるよう、国家公務員給与の改定に応じて人件費相当分を増額したことによるものである。各施設においては、この趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の状況を踏まえ、引上げ分を基本給や一時金等により各職員に支給するなど適切に活用する必要があること。

(2) 処遇改善等加算の取扱いについて

① 平成27年度における取扱い

今回の引上げ分は、年度末又は次年度当初に追加で給付が行われることとなるという事情に鑑み、平成27年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、賃金改善の起点となる賃金総額(公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分)に含ませることはせず、今回の引上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること。

平成27年度の人事院勧告(4月遡及分)も確実に職員への基本給の引き上げや一時金等に活用する事となっています。しかし、今回の差額遡及分が実際に保育園に支弁される時期が3月末若しくは年度を超えてからになる自治体もある事から、27年度の処遇改善の実績報告への記載に関しては、「基準年度の給与規定に基づいた27年度職員の賃金総額」に27年度の公定価格に含まれている26年度分の人事院勧告分(2%)のみを足した総額を記載すればよいという事になりました。

(注意)

平成27年度分の公定価格に含まれる27年度人事院勧告(4月遡及分)については上記の通り、実績報告書には記載しませんが、支給をしなくても良いという訳ではありませんので、処遇改善加算(賃金改善要件分)とあわせて取り扱いには十分注意してください。

お問い合わせは 埼玉県私立保育園連盟事務局 TEL 048-772-8623